申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容	駐車料金の還付
	去令及び条項	新座市自動車駐車場条例 第10条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の 事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することが できる。
		第11条 略 2 略 3 略 4 前2条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第9条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と、前条中「市長が」とあるのは「指定管理者は、市長が」と読み替えるものとする。
所 管	部 課 係 名	まちづくり未来部交通政策課交通政策係
審	関 係 条 項	
	±+ >/±	特別の事情があると認めるときに該当する場合を例示すると、次のとおりである。 (1) 駐車場機器の故障等により本来の駐車時間分を超えた駐車料金を納付したとき。 (2) その他市長が特に認めるとき。
査	基 準	
	(未設定の場	
	合はその理由)	
基		
	参考事項	
準	設定等年月日	令和2年9月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	総日数 7日
期間	設定等年月日	令和2年9月1日設定(令和 年 月 日最終変更)